

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
野木町	若林地区	令和3年3月10日	令和4年3月28日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	67ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	24ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から
「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策
等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は3経営体（うち、法人1経営体）、認定新規就農者1経営体である。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は4haであり、後継者がいない耕作面積は14haとなっている。よって今後は、地区内の中心経営体や地域外の扱い手及び非認定農業者による農地の引き受けを検討する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人で担うほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者及び非認定農業者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。